

平成30年第3回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成30年 9月 4日 午前10：00

○散 会 午後 2：03

○出席議員（18名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理 恵 子
4番 瓜 生 望	5番 鈴 木 斌 次 郎	6番 佐 藤 敏 雄
7番 鑑 仁 志	8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭 二 郎
10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男
13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟
16番 大 谷 貞 廣	17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民福祉部長 伊 藤 巧	福祉事務所長 鑑 孝 子
産業建設部長 児 玉 正 生	水道局長 藤 原 久 基
教 育 部 長 菅 原 剛	総 務 課 長 米 谷 裕 二
企画政策課長 千 葉 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 貢
税 務 課 長 櫻 庭 輝 雄	市 民 課 長 菅 生 恵 子
クリーンセンター長 今 井 祐 一	長寿社会課長 鈴 木 学
社会福祉課長 筒 井 弥 生	健康推進課長 仲 山 和 法
産 業 課 長 櫻 庭 春 樹	都市建設課長 渋谷 一 春
上下水道課長 畠 山 修	会計管理者兼会計課長 児 玉 亮 悦
農業委員会事務局長 石 川 学	学校教育課長 山 田 敬 輔
幼児教育課長 櫻 庭 仁	文化スポーツ課長 鈴 木 健 二
公民館長兼図書館長 澁 谷 豊	選挙管理委員会・監査委員事務局長 宮 崎 久 春
代表監査委員 渡 邊 晋 二	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博

議会事務局次長 伊 藤 国 栄

平成30年第3回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成30年 9月 4日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長、常任委員長〔視察研修報告〕、
議会改革推進会議委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長、教育長）
- 日程第 5 報告第 6号 平成29年度潟上市健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 7号 平成29年度潟上市公営企業資金不足比率について
- 日程第 7 議案第59号 潟上市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正
する条例（案）について
- 日程第 8 議案第60号 潟上市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税
に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第61号 市の区域内の字の区域変更について
- 日程第10 議案第62号 平成30年度潟上市一般会計補正予算
（第4号）（案）について
- 日程第11 議案第63号 平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号）（案）について
- 日程第12 議案第64号 平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）（案）について
- 日程第13 議案第65号 平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算
（第2号）（案）について
- 日程第14 議案第66号 平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算
（第2号）（案）について
- 日程第15 認定第 1号 平成29年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 2号 平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決
算の認定について

- 日程第 1 7 認定第 3 号 平成 2 9 年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 4 号 平成 2 9 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 5 号 平成 2 9 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 6 号 平成 2 9 年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 7 号 平成 2 9 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 8 号 平成 2 9 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 認定第 9 号 平成 2 9 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 認定第 1 0 号 平成 2 9 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 認定第 1 1 号 平成 2 9 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 6 認定第 1 2 号 平成 2 9 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 7 平成 2 9 年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告
- 日程第 2 8 予算決算特別委員会の設置について
- 日程第 2 9 予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 3 0 陳情第 8 号 (追分児童公園の縁石撤去等改善) 陳情書
- 日程第 3 1 陳情第 9 号 「集会所施設の建設」についての陳情書
- 日程第 3 2 陳情第 1 0 号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書
- 日程第 3 3 陳情第 1 1 号 陳情「食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要です」

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、これから平成30年第3回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（西村 武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、11番伊藤正吉議員、12番藤原典男議員を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（西村 武） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの18日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月21日までの18日間に決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（西村 武） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりでありますので、朗読、説明を省略致します。

【議会運営委員会の報告】

○議長（西村 武） 次に、議会運営委員長からの報告を行います。7番鑑議会運営委員長。

○議会運営委員長（鑑 仁志） 皆さんおはようございます。

私から議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は8月27日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局から説明員として副市長及び総務部長の出席のもとに開催しております。

8月31日には、一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題

として、委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営について報告致します。

はじめに、予算決算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に、予算決算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後、10日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告・質疑・討論・採決の順に行う予定となっております。

本会議最終日は午後から開催する予定で、予算・決算以外の議案については各常任委員会報告・質疑・討論・採決の順に行い、予算・決算議案については特別委員会報告・討論・採決の順に行う予定となっております。

なお、予算決算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については、本会議と同様の取り扱いとなりますので宜しくお願いします。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第6号及び報告第7号については、本日の本会議にて報告、議案第59号及び議案第60号の条例改正（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第61号の「字の区域変更について」は、産業建設常任委員会へ付託、議案第62号から議案第66号までの各会計の補正予算（案）については、設置予定の予算決算特別委員会へ付託、認定第1号から認定第12号までの各会計の決算認定については、同じく予算決算特別委員会へ付託という区分で行うことと致します。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については、通告者が2名となりましたので、9月6日の1日で終了し、7日は本会議を休会と致します。

抽選の結果、9月6日木曜日の1番目に12番藤原典男議員、2番目に3番菅原理恵子議員となりましたので宜しくお願いします。

常任委員会及び予算決算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算決算特別委員会分科会審査は、各委員会とも9月10日月曜日の特別委員会全体会終了後からの開会となります。

行政視察研修の報告については、今年度の議員の行政視察研修について、各常任委員長から議長宛てに報告書が提出されております。各常任委員長より、報告書に沿って視察の概要について簡潔に報告をいただくことと致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） 次に、各常任委員会の視察研修報告を行います。

なお、報告書は事前に配付しておりますので、内容については簡潔に発言席にて報告願います。

【総務文教常任委員長の報告】

○議長（西村 武） はじめに、総務文教常任副委員長の報告を求めます。7番鑑総務文教常任副委員長。

○総務文教常任副委員長（鑑 仁志） おはようございます。

私から総務文教常任委員会の行政視察研修の報告を致します。

1. 研修年月日 平成30年7月11日、12日、13日の3日間であります。
2. 視察研修先 岐阜県岐阜市、滋賀県米原市
3. 研修委員 瓜生 望、鈴木斌次郎、堀井克見、西村 武、鑑 仁志の5名であります。
4. 随行職員として、議会事務局長門間正博さんをお願いしております。
5. 研修内容について申し上げます。

最初の研修地であります岐阜県岐阜市の概要について申し上げます。

日本の中央に位置する岐阜市は、岐阜県の県庁所在地でありながら市内中心部を日本三大清流の一つである長良川が流れ、緑豊かな金華山がそびえるという自然にあふれたまちです。1300年の歴史を誇る長良川鵜飼や織田信長ゆかりの岐阜城など、歴史のまちとしても知られています。人口は40万2,491人、面積は203.60k㎡であります。

1つ目の研修テーマであります「プログラミング教育推進事業」について申し上げます。

岐阜市では、「5年先を行く教育」を掲げ、ICTの活用によるさらなる学びを推進しており、第4次産業革命の進展により、使いこなす力を身につけるICT教育に取り

組んでいます。新学習指導要領は、小学校では平成32年度からプログラミング教育が必修化されるため、国に先駆け、平成29年度からプログラミング教育を導入しております。市内39小中学校では、無償で賃貸を受けた人間ロボット「P e p p e r」273台を活用し、授業実践、教員支援、学外等での学びの機会を創出し、プログラミングを通じて論理的・創造的に思考し、課題を発見し解決する力を育てています。「P e p p e r」を活用してプログラミングを学んでいる児童・生徒が学習の成果を披露する、全国大会の「P e p p e r 社会貢献プログラム プログラミング成果発表会」では、部活部門で金賞を小学生部門で銀賞を受賞し、1,000以上のボックスを役割分担して創作し、チームの力を集結させた内容と、磨き上げられた表現力でみんなが笑顔になるプレゼンをしたことが評価されております。

2つ目の研修テーマであります「コミュニティ・スクール」について申し上げます。

岐阜市では、これまでも保護者や地域の方々の協力を得て、教育活動の充実や子どもたちの安全・安心につながる取り組みを進めてきました。こうした取り組みを基盤とし、平成27年度には岐阜市の全小中学校と特別支援学校の計70校が指定を受け、地域とともに学校教育の充実に取り組んでいます。

コミュニティ・スクールでは、学校や地域の特色を生かし、学校運営協議会を中心とした組織体制を構築し、学校の抱える課題を保護者や地域の方とともに共有したり、保護者や地域の意見を踏まえたり、各学校の課題や特色に応じた活動を展開したり、長期休業日や放課後、休日を利用した子どもの居場所づくりを行ったりしております。教育委員会は、指定校の実践交流の場や委員の方々の研修の機会をつくるなど、活動内容への支援・助言を行い応援しています。これにより、①保護者や地域の方々の声が直接校長に届き、学校運営や改善に反映されている。②ともに学校づくりを行うという共通目標のもとに、学校・家庭・地域がともに高まり合う機運や風土が醸成され、それぞれの果たす役割の再認識が高まっている。③様々な取り組みで地域の方々と触れ合う新たなコミュニケーションの場や機会ができ、地域に愛着を持つ子どもたちが育ちつつあるなどの成果が出ているとのことでした。

次に、2つ目の研修地であります滋賀県米原市の概要について申し上げます。

米原市は、平成17年2月14日に伊吹町・米原町・山東町の3町が合併して誕生し、また、10月1日には近江町が合併し、新たな米原市が誕生しています。滋賀県の北東部に位置し、交通都市として知られ、古くから中山道と北陸道の分岐点として発達しました。

人口は3万8,315人、面積は250.39 k m²です。

研修テーマであります「合併後の財政状況」について申し上げます。

米原市は、「ともにつながり ともに創る 住みよさ実感 米原市」を将来像に掲げ、個性が光る地域づくりに取り組み、魅力あふれる地域がつながって、一つの米原市として大きく輝くまちを目指しています。

歳入の状況については、歳入総額が200億円前後で推移しており、普通交付税は、合併后市制移行による生活保護事務や合併補正による包括的な財政需要額の増により交付税額が増えていますが、平成27年度から合併算定替えの縮減期に入り、縮小傾向になっています。市債は、投資事業費により変動していますが、合併特例債の発行が主なものとなっています。合併特例債の起債発行可能額は211億2,730万円で、平成28年度までに164億1,830万円を充当しています。主な事業は、地域包括ケアセンター整備、給食センター整備、認定こども園整備等であります。

歳出の状況については、人件費が、平成17年度に消防業務などを行っていた広域行政組合が合併により解散し、その業務が市直轄となったため増額となりましたが、翌年度には地域消防組合の設立により、一部事務組合となり減額となっています。公債費では、高金利の市債を繰上償還するなど、合併後は積極的に繰上償還を実施しておりました。職員数は、合併時の491人から現在406人となっています。また、平成28年度の財政力指数は0.571、経常収支比率89.7、財政健全化判断比率については、実質公債費比率3.9、将来負担比率は「算定されず」となっておりました。今後、新庁舎建設を予定しているため、約150億円の基金高となっております。1人当たりの基金残高が滋賀県で一番高くなっているとのことでありました。

以上、総務文教常任委員会の報告と致します。

【社会厚生常任委員長の報告】

○議長（西村 武） 次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。15番小林社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 皆さんおはようございます。

それでは、社会厚生常任委員会行政視察研修の報告を致します。

1. 研修年月日 平成30年7月18日、19日、20日
2. 視察研修先 千葉県木更津市、柏市
3. 研修委員 鈴木壮二、中川光博、澤井昭二郎、大谷貞廣、菅原理恵子、小林

悟、6人であります。

4. 随 行 職 員 議 会 事 務 局 次 長 伊 藤 国 栄 さん に お 願 い し て お り ま す。

5. 研 修 内 容 で あ り ま す。

1 つ 目 は 千 葉 県 木 更 津 市。

市の概要であります。木更津市は、昭和17年11月3日、1町3村の合併により誕生し、その後3回の合併により現在の市域になっております。面積は138.95 k m²、人口13万4,944人です。

研修テーマは、子育て世代包括支援センター「きさらづネウボラ」についてであります。

研修内容。木更津市では、平成27年度に庁内プロジェクトを立ち上げ、子育て世代包括支援センターの方向性について提言がなされました。本年4月より子育て世代包括支援センター「きさらづネウボラ」を開設し、母子保健・子育て支援事業、発達支援事業を、きさらづネウボラ事業として実施していますとのことでした。

事業は、拡充・新規合わせて4事業を実施しております。既存事業の拡充としまして、①こども相談、②親子教室を実施しているとのことでありました。新規事業としては、③保育園・幼稚園等巡回相談、④保育士、保健師等研修事業を実施しているとのことでありました。

ワンストップ窓口開設にあたり大変だったことは、設置部署の悩ましさ、庁内の他部署との連携のあり方などがあるそうでありました。今年度からのスタートということで検証すべき事項もあると思っておりますけれども、潟上市としても設置を進めていく上で大変参考になりました。

次に、千葉県柏市であります。

市の概要であります。昭和29年9月1日、町村合併により誕生。分離・合併を経て、同年11月15日に柏市と改称。平成17年3月28日に沼南町を編入合併し、平成20年4月1日に中核市へ移行し、平成22年8月には人口が40万人を突破しております。面積は114.74 k m²、人口は41万7,218人です。

研修テーマは、「長寿社会のまちづくり（地域包括ケアシステム）」についてであります。

研修内容。柏市の地域包括ケアシステムは、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要でありました。平成27年度以降、新たな課題

認識として、①訪問看護ニーズ、②在宅医師、③訪問看護、④意思決定への支援を掲げ、解決するための取り組みとして、在宅医療第2フェーズワーキンググループの設置、多職種の質の向上、在宅医療・介護連携指標の設定などがあります。具体的な事業としては、地域支え合い体制整備事業（生活支援）、柏フレイル予防プロジェクト2025（介護予防）、生涯現役促進地域連携事業（社会参加）など、様々な先進的な取り組みをしておりました。当日は、UR都市機構担当者より豊四季台団地再生事業計画の説明があり、終了後には現地施設を案内していただきました。今後、在宅医療・介護多職種連携における行政の役割はますます重要となり、柏市の先進的な取り組みは大変参考となりました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

【産業建設常任委員長の報告】

○議長（西村 武） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。11番伊藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） どうもおはようございます。

産業建設常任委員会の行政視察について報告致します。

1. 研修年月日 平成30年7月11日、12日、13日です。

2. 視察研修先 徳島県鳴門市、吉野川市、美馬市の3市です。

3. 研修委員 戸田俊樹、藤原典男、菅原秀雄、児玉春雄、佐藤敏雄、伊藤正吉の6人です。

4. 随行職員として、議会事務局主席主査の石川保則さんをお願いしております。

それでは、研修内容について報告致します。

最初に、徳島県鳴門市です。

市の概要ですが、鳴門市は四国の東部、徳島県の東北端に位置しており、鳴門海峡を隔てて淡路島に対峙し、本州と結ぶ四国の東玄関をなしています。鳴門海峡の急流と逆巻く渦潮でその名を知られた景勝地です。全国的にも高い評価を受ける「鯛」、「わかめ」、「さつまいも」、「塩」など、数多い地域特産物の供給基地としての体制づくりを進めています。人口は5万8,086人となっています。

次に、研修テーマですが、「漁業経営の安定化とブランド化の推進」についてであります。

研修内容については、鳴門市の水産業は、漁船漁業と養殖業からなっております。特

に、鳴門海峡の激しい潮流で育まれる鳴門鯛・鳴門わかめは、全国に知られる特産品です。鳴門市には8つの漁業協同組合があり、一本釣りやわかめ養殖、魚類養殖、底曳き網など様々な漁法で漁獲できる魚種も多種多様です。

市の現状の課題としては、漁獲量の減少と後継者不足であり、今後もますます進行することが予測されるため、これまでの取り組みの継続と漁業協同組合の枠を超えた広域的連携によって販売力強化や水産関連施設の集約化を促進し、経営基盤の安定と強化が重要である。さらには、若手漁業者の活動を支援し、水産物のPR及び消費拡大、後継者育成を推進し漁業所得を向上することで、基幹産業である水産業の振興を図っていくことが必要であるとのことでした。

次の研修先は徳島県吉野川市です。

吉野川市は、平成16年10月1日に4つの町村が合併し誕生しました。人口は4万1,497人です。

研修テーマは、「農地バンク」についてであります。

その研修内容は、全国的な農業従事者の高齢化や農業後継者不足等により、年々耕作農地が減少し耕作放棄地が増加している中で、吉野川市では、諸事情により農地の耕作ができなくなり、管理に困っている農地所有者から農地情報の提供を受け、農地情報登録制度（農地バンク）を設置しております。登録された情報をホームページで公開し、農業経営規模拡大または農地を借りたいといった担い手農家等に情報提供を行っていますが、借り手と貸し手とのトラブルが起きないように面談を実施し、双方の信頼関係を構築し、市の農業委員会や徳島県農地中間管理機構と連携またはあっせんし、農地利用の促進と耕作農地の拡大・再生・防止につなげていくことで、耕作放棄地対策と市の農業振興を図っております。

また、担い手及び農地対策の取り組みとして、①リーダーとなる経営体の強化、②多様な担い手の育成、③新規就農者対策と新たな担い手育成、④担い手への集積、⑤多様な農地活用の推進を行っております。

また、市では、管内JAが取り組んでいる遊休農地・荒廃農地の解消や、農家の労力負担軽減に向けての農業経営事業（水稻栽培、野菜の生産・耕運・播種・畝立）の取り組みと、担い手経営体への農地集積と併せ、ブランド野菜等の重点品目野菜の生産拡大に対する支援をしていました。

次に、美馬市です。

美馬市の概要ですが、美馬市は平成17年3月1日に4町村が合併し誕生した、豊かな自然と数多くの文化財が残る歴史情緒ある市でした。人口は2万9,283人です。

研修テーマですが、「農林漁家民宿開業支援事業」についてであります。

研修の内容は、美馬市は、にし阿波観光圏の構成市町の1つで、日本版DMO「そらの郷」で行っている都心部からの修学旅行生を民泊で受け入れる「体験型教育旅行」を行っております。しかし、相対的に宿泊施設が少なく、また、市の観光面の課題である「通過型観光地」の解消のため、農林漁家民宿を増やし宿泊の形態を増やすことで、一般客も対象に日常的に営業できることにより宿泊客を増加させ、さらなる所得向上を図ることを目的として、農林漁家民宿を開業する方に対し支援する補助事業を実施しております。

徳島県では、農林漁家民宿に営む要件が緩和されておりますが、補助要件として、①市内に住所を有し、市内に農林漁家民宿を開業する。②市のグリーン・ツーリズム事業に積極的に参加できること。③市税等の滞納がないこと。④開業後、農林漁家民宿を5年以上継続して営業することになっており、改修や申請に要する経費のうち、2分の1以内で50万円を上限に補助しています。なお、平成29年度までの補助実績は4件で、現在1件申請中でしたが、課題としては、開業者はおおむね退職された60代がほとんどで、今後長年にわたる開業ができるかが問題とのことでした。メリットとしては、農林漁業をベースとした副業としての経営ができること、農林漁業が民宿を始めることにより、農林水産物の販売や地域の就業機会の確保、新たな交流産業の創出、都市住民との交流を通じて自分の農山漁村のすばらしさを発見したり、地域への誇りを再認識することにつながるということでした。

庁舎での研修を終えた後、現地視察として「民宿ゆずの里いづみ」を視察しております。

以上、産業建設常任委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） 以上で、各常任委員会の視察研修報告を終わります。

【議会改革推進会議委員長の報告】

○議長（西村 武） 次に、議会改革推進会議委員長からの報告を行います。10番佐藤議会改革推進会議委員長。

○議会改革推進会議委員長（佐藤義久） 議会改革推進会議では、今まで検討を重ねてきた項目の確認と、今回各委員から新たに提案されました検討事項について、5月15日か

ら8月7日までに計4回の会議を開催し、現在協議・検討を重ねております。

検討事項については、委員から15項目の提案がありました。委員会としては、各委員から提案理由と意見を聞き、4項目を選択し検討すべきとしましたが、今定例会終了後には早急に全員協議会を開催し、15項目を提示させていただきましてご意見を賜る機会を頂戴できれば、さらなる協議・検討を重ねてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、議会改革推進会議の報告と致します。

○議長（西村 武） これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、市長の行政報告】

○議長（西村 武） 日程第4、行政報告を行います。

はじめに、市長の行政報告を行います。藤原市長。

○市長（藤原一成） 本日ここに平成30年第3回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

提出議案の審議に先立ち、第2回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と、提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、この夏、潟上市が大いに盛り上がった野球の話題を2つ申し上げます。

1つは、全県少年野球大会での羽城中学校の優勝であります。

7月29日に行われた決勝戦では、山本中学校を2対0で下し、7年ぶり5回目の全県優勝を飾りました。地区予選を含めた7試合のうち4試合が逆転勝ちという驚異の粘り強さを発揮し、全県ナンバーワンを見事に勝ち取りました。この快挙に対し、全市民を代表し、心よりお祝い申し上げます。8月7日に山形県で行われました東北大会では、宮城県代表のしらかし台中学校に惜しくも初戦で敗退したものの、中学生らしいはつらつとしたプレーは、我々市民に元気を与えてくれました。

もう一つは、第100回全国高等学校野球選手権記念大会での県立金足農業高等学校野球部の大活躍であります。

同校には、最速150キロで絶対的エースの吉田輝星投手、その女房役で抜群のリードの菊地亮太捕手、トップバッターで俊足巧打の菅原天空二塁手のほか、1・2年生部員や女子マネージャーにも潟上市出身者がおります。

初戦の鹿児島実業との戦いを制すると、2回戦の大垣日大戦は息詰まる展開が続くも、終盤に突き放し勝利を収めました。続く3回戦から行った市役所市民ホールでの「パブ

リックビューイング」には多くの市民が詰めかけ、その後押しもあってか強豪校の横浜高校に競り勝つと、準々決勝の近江戦では劇的なサヨナラ勝ち、続く準決勝の日大三高戦でも僅差の勝利を収め、県勢では103年ぶりとなる決勝進出を見事果たしました。4万5,000人の大観衆を集めて行われた決勝戦は、二度目の春夏連覇を狙う大阪桐蔭の猛打に屈したものの、一丸となって目標に向かえば夢はかなうことを体現した、堂々の「準優勝」であります。

秋田県、さらには東北の悲願でもある優勝はかないませんでした。全国の強豪校に臆することなく、投打で競り合い勝ち進んだチームは、市民、県民のみならず、多くの国民に勇気と感動を与えてくれました。甲子園というすばらしい舞台でプレーできたことは何事にも代え難い経験であり、今後の彼らの活躍を心から期待しております。

次に、5月に発生した大雨被害への対応等について申し上げます。

主な被害状況につきましては6月定例会でご報告したとおりであります。農林水産施設の被害についてまとめましたのでご報告致します。

農業用施設が21件で807万8,000円、ため池が4件で413万1,000円、林道が8件で341万2,000円、航路浚渫が1件で498万2,000円、合計34件で2,060万3,000円の被害となっております。これら被害のうち、早期に対応する必要があった20件につきましては、既に対応済みであります。残る14件、731万9,000円につきましては、本定例会に災害復旧費として補正予算を計上しております。また、現在、国の査定中である農地・農業用施設等の災害復旧事業につきましては、今後、額が確定次第、補正予算で対応致します。

さらに、近年は局所的な集中豪雨による浸水被害が増加傾向にあることから、浸水対策事業として、下虻川地区の水路及び雨水を豊川に排出するための排水ゲート3カ所の改修工事を行います。また、5月の大雨で床上浸水が多かった下虻川字城ノ後周辺地区の雨水排水経路等の調査を行い、家屋浸水被害への対処に必要な対策を検討するため、これらに関連する予算も本定例会に計上しております。

次に、自治会への「土のうステーション（簡易土のう置き場）」の設置について申し上げます。

大雨による浸水対応として、気象情報により警報発令等が予測され、事前に自治会等より市へ土のう提供依頼があった場合には、市の職員が直接、土のうの提供・配備を行っております。また、大雨による被害が予想される場合には、潟上市建設産業協会との協定に基づく応援要請を行い、浸水予測箇所へ土のうを配備しております。

このたびの被害を受け、異常気象に伴う減災対策として、これまでの体制に加えて、5月の大雨の際、家屋への浸水被害のあった地域で自治会より要望のあった8カ所を選定し、市有地などへ「土のうステーション」を設置することとし、本定例会に係る予算を計上しております。これにより、大雨に対して住民による早期かつ自主的な警戒・防災活動が可能となり、家屋への浸水被害の防止、軽減につながるものと考えております。

次に、防災・健康拠点施設「トレイクかたがみ」について申し上げます。

本年度進めておりました外構工事や備品購入につきましては、予定どおりに進捗し、現在ではほぼ終了しております。また、7月1日からは指定管理者による施設管理も始まり、オープンに向けた準備は順調であります。

なお、本施設のオープンは10月1日とし、竣工式終了後から一般利用を開始致します。また、オープンに先立ちまして、9月21日から23日までをプレオープン期間とし、市民の皆様から施設を自由にご覧いただき、健康増進器具等を無料で体験できる機会を設けることとしております。

本施設を拠点に、すべての世代の市民の皆様から健康づくりに興味を持っていただき、健康寿命の延伸につながる取り組みを進めてまいります。

次に、早朝集団健診について申し上げます。

肺がんや胃がんなどの各種がん検診と特定健診を実施する早朝集団健診は、5月から7月にかけて24日間実施し、延べ6,215人の受診がありました。

今後は、未受診者に対してコール・リコール事業を実施するとともに、秋に実施する日曜健診では、本年度から特定健診を新たに追加することとしており、生活習慣病予防や「がん」の早期発見・早期治療につなげてまいります。

次に、「健康かたがみ21（第2期）」の中間評価について申し上げます。

平成25年度から34年度までの10年を計画期間とする「健康かたがみ21（第2期）」については、県の「第2次健康あきた21計画」の中間評価に合わせ、評価と見直し作業を行ってまいりました。見直しにあたっては、医療福祉関係者や地域代表者などからなる策定委員会での意見・提言を計画に反映させたほか、アンケート調査やパブリック・コメントを実施し、広く市民意見を聴取する機会を設けております。

評価の結果、計画に掲げた目標値のうち、「メタボリックシンドローム予備群と該当者の割合」、「虫歯をもつ幼児の割合」、「小学生1人当たりの虫歯本数」などが既に目標値を達成したことから、新たな目標値を設定しております。

今後、本計画に基づき市民の皆様や企業・関係団体などのご協力をいただきながら、健康づくりを総合的に推進してまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

はじめに、稲作の状況について申し上げます。

6月中旬以降の低温及び日照不足の影響により、草丈は長め、穂数は少なめとなっております。出穂は「あきたこまち」が8月1日頃、「ひとめぼれ」が8月5日頃で、平年より2日から3日早い状況となっております。収穫期は、平年並みからやや早めを見込んでおります。病虫害防除では、カメムシ類は今年も発生量が多めの予想となっております。航空防除後の追加防除の実施を強く呼びかけております。

転作大豆は、6月中旬以降の天候不良の影響により生育が遅れ気味となりましたが、7月下旬以降の好天により持ち直しております。今後は、突発的な大雨に対する排水対策の強化に努めながら、良質大豆の生産に向け、関係機関と連携して指導してまいります。

枝豆は、6月の低温、日照不足の影響により生育が遅れ気味となり、平年より3日ほど遅い7月18日より収穫が始まっております。収量は平年より少なめではありますが、品質は平年並みとなっております。

夏ネギは、7月20日より収穫が始まっており、一時「べと病」の発生による品質・収量への影響が懸念されましたが、薬剤防除の徹底により収穫への影響は少なくなっております。

花卉の輪菊は、お盆向けの施設輪菊に一部で高温障害等の被害が見られたものの、おおむね予定どおりの出荷となりました。また、小菊については、一部で天候不順による被害が見られたため、出荷のピークはお盆以降にずれ込んでおります。現在は彼岸向けの生育が順調に進んでおり、病虫害被害を防ぐためにも防除指導の徹底を図ってまいります。

果樹の和梨については、生育が平年並みの生育状況であり、主力品種である「幸水」は8月27日から出荷が始まっております。肥大状況については、一部地域で小玉傾向となっておりますが、おおむね平年並みで推移しており、目立った病虫害も発生していない状況であります。

次に、観光イベントについて申し上げます。

「第36回飯田川鷺舞まつり」は8月5日に開催されました。当日はあいにくの悪天候

に見舞われ、予定していた行事はすべて飯田川体育館を会場に行われましたが、若竹幼児教育センター園児による「孫鷺」、飯田川小学校児童の「子鷺」、水田の上を舞う様子を優雅に表現した「親鷺」の舞は、訪れた方々を魅了致しました。

また、「第52回八郎まつり」は8月19日に開催され、八郎神社からの龍体御輿の練り歩きに始まり、昭和こども園前広場での八郎龍・辰子龍の双龍の出会いは幻想的な世界を醸し出しました。大豊小学校児童による「ヨサコイ踊り」や郷土芸能「新関ささら」の披露など、地元と一体となって行われた祭りに会場からは大きな拍手が送られました。

本市夏まつりの最後を飾る「天王グリーンランドまつり2018」は、8月25日・26日の両日開催され、市内外から多数の方々が来場されました。

25日の「第13回潟上市盆踊り大会」は、子どもの部2チームを含め、団体24チームの参加となりました。会場では、櫓を囲んで思い思いの仮装姿で踊る多くの市民の踊りの輪が重なり、過ぎゆく夏の夜を思う存分に楽しむ光景が広がりました。

26日は、朝から降り続いた雨も午後にはあがり、キャラクターショーをはじめ市民プロジェクト企画によるヤートセ選手権、郷土芸能披露では飯田川鷺舞など、子どもから大人まで幅広い世代が楽しめるイベントが開催されました。また、恒例の歌謡ショーには山本リンダさんをお迎えし、往年のヒット曲「狙いうち」をはじめ、数々の名曲を披露していただき、その歌声に観客席は多いに盛り上がりました。

まつりの最後を飾る「花火ショー」では、5,500発の花火が夜空に大輪の花を咲かせ、訪れた方々に大きな感動を与えました。ご協賛並びにご協力をいただきました皆様に、心から感謝と御礼を申し上げます。

次に、企業立地について申し上げます。

本市への立地が決まっておりました東京都千代田区に本社のある「東洋熱科学株式会社」は、8月7日に昭和工業団地で秋田潟上工場の起工式を行いました。竣工は来年4月を予定しており、操業開始に向け、従業員の募集も開始しております。

また、神奈川県厚木市に本社のある「ミツイ精密株式会社」が本市鶴沼台に秋田工場を開設致しました。同社は、金属、プラスチック製品の金型設計・製作・加工を行っており、国内では2工場のほか、タイ、中国、ベトナムに子会社を設立しております。今回新たな製品製造分野に進出することが決定し、既存工場では生産能力と拡張余地がないことから、本市において新たに生産を開始することになったものであります。秋田工場では、主に電子たばこのプラスチック部品の製造を行うもので、現在は仮操業であ

りますが、9月には本操業を開始する予定となっております。操業時の従業員7人から順次事業を拡大し、将来は20人体制となる計画となっております。また、この新設工場は、県の誘致企業として認定され、7月18日に潟上市役所において誘致受け入れ決定通知書が交付されております。

なお、これら2社に対して、今後、「潟上市工場等設置奨励条例」に基づく助成金の予算を計上する予定としております。

本定例会には、報告として、平成29年度潟上市健全化判断比率、平成29年度潟上市公営企業資金不足比率について、議案として、潟上市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例（案）他2件、平成30年度潟上市一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）4件、平成29年度各会計決算の認定についての案件を提出しております。

なお、平成30年度の各会計補正予算案については、この後、担当部長から説明させます。また、平成29年度各会計決算については、主要施策成果説明書で総務部長に説明させます。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しております議案の概要であります。ご審議いただき、適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます、私からの行政報告と致します。

【教育長の行政報告】

○議長（西村 武） 次に、教育長の行政報告を行います。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） 市長の行政報告に引き続き、教育委員会から行政報告を申し上げます。

はじめに、本年度で13回目となる中学生ホームステイ体験学習について申し上げます。

市内の中学2年生12人が、7月27日から8月3日までの8日間、オーストラリアでの体験学習に参加しました。訪問先では家族の一員としてホストファミリーと生活したほか、現地の学校での交流学习を充実させたことにより、より一層、国際理解が深まったものと思っております。8月17日には、ホームステイにおける個人の研究テーマに基づく報告会が庁舎大会議室で行われ、それぞれの生徒から体験を通して感じたことや学んだことについて発表されました。

次に、中学校部活動等の大会結果について申し上げます。

秋田県中学校総合体育大会では、天王中学校バスケットボール女子が第3位、剣道男

子団体がベスト8、体操女子個人の2種目で1位と2位、水泳男子個人の2種目で2位。天王南中学校では、柔道女子が団体優勝、個人で優勝2人、陸上競技女子個人の2種目でそれぞれ3位。羽城中学校は、バスケットボール男子がベスト8、柔道女子個人で第3位が1人、野球が全県少年野球大会で7年ぶり5度目の優勝を果たすなど、各中学校とも大いに健闘しました。

次に、中学校部活動における休養日と活動時間及び潟上市の教職員多忙化防止計画の推進について申し上げます。

中学校部活動は学校教育の一環であり、本市においても適切な運営に努めてきたところではありますが、成長期にある生徒の心身ともに健全な育成に資するために、このほど部活動の休養日及び活動時間についての基準を定め、10月から実施することを、学校、保護者及び指導者に周知致しました。

また、社会問題化している教職員の働き方改革により、これまでも学校閉庁日を設けるなどの取り組みを進めてきましたが、子どもたちに生き生きとかかわる時間をさらに保障するために、このほど多忙化防止計画を策定し、取り組みの目標と目指す教職員の姿を明確に致しました。保護者及び地域住民の理解をいただきながら、質の高い教育の推進に努めてまいります。

次に、昭和地区の旧3保育園の跡地利活用の進捗状況について申し上げます。

このことにつきましては、これまで旧3園周辺の自治会代表者等からご意見・ご要望を伺い、また、5月には昭和地区スポーツ少年団、7月には社会福祉法人から園舎利活用の要望を受けており、庁内において検討しております。

旧昭和中央保育園については、当初取り壊しを予定しておりましたが、民俗資料及び漁撈用具資料などの保管庫として活用できないか検討しております。

旧昭和東保育園については、隣接する潟上市多目的交流施設と一体的に利用できる学習施設への転用を地域から要望されていることもあり、その一つとして昭和地区のスポーツ少年団の活動拠点にすることを検討しております。

旧昭和西保育園についても、当初取り壊しを予定しておりましたが、社会福祉法人から建物の利活用の要望があったため、こうしたことも踏まえながら検討を進めたいと考えております。

今後、昭和地区の旧3園の周辺自治会の皆様に対し、こうした跡地利活用についてご説明・ご相談申し上げるとともに、さらに市議会議員の皆様からもご意見・ご提言を賜

りながら、有効な利活用に取り組んでまいります。

最後に、成人式について申し上げます。

8月15日に開催しました「潟上市成人式」には、本年度の対象者366人中、249人が出席致しました。式典では、新成人による誓いの言葉として、家族への感謝とふるさとへの思いを込めつつ、「一人ひとりが自分の行動に責任をもち、社会の一員として常に向上心をもちながら社会に貢献していきたい」と力強く述べておりました。新成人の門出に対し、心から祝福すると同時に、その若い力と無限の可能性に大いに期待するものがあります。

以上が教育関係の行政報告であります。

○議長（西村 武） これで行政報告を終わります。

ここで暫時休憩致します。11時10分まで休憩致します。

午前10時56分 休憩

.....
午前11時10分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第5、報告第6号 平成29年度潟上市健全化判断比率について】

○議長（西村 武） 日程第5、報告第6号、平成29年度潟上市健全化判断比率についてを議題とします。

報告第6号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 第3回潟上市議会定例会提出議案について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第6号、平成29年度潟上市健全化判断比率について。

平成29年度潟上市健全化判断比率は別紙のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告する。

平成30年9月4日提出 潟上市長 藤原一成

健全化判断比率につきましては、平成19年6月22日に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき報告するものでございます。

ここでは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つについて報告するものでございます。

2 ページは、健全化判断比率の総括表となっております。

それでは、3 ページをお願い致します。

はじめに、上の表の実質赤字比率について申し上げます。

実質赤字比率は、福祉や教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度をあらわすものでございます。本市の場合、「一般会計等」と表記するときには、一般会計のみとなります。実質赤字比率は、標準財政規模95億8,213万2,000円に対する一般会計の赤字額の割合であり、一般会計の実質収支額の合計が6億2,151万5,000円の黒字でありますので、実質赤字比率はマイナス6.48%となります。以上のことから、6.48%の黒字であるということでございます。

次に、下の表の連結実質赤字比率について申し上げます。

連結実質赤字比率は、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したもので、財政運営の深刻度をあらわすものでございます。連結実質赤字比率は、標準財政規模95億8,213万2,000円に対する潟上市の各財産区特別会計を除く全会計の赤字額の割合になります。全会計の実質収支額の合計は17億132万7,000円の黒字でありますので、連結実質赤字比率はマイナス17.75%となります。つまり17.75%の黒字であるということでございます。

なお、財産区につきましては、市町村とは別の法人格を有する団体でありますので、健全化判断比率の算定には含めないことになっております。

次に、4 ページをお願い致します。

実質公債費比率について申し上げます。

実質公債費比率は、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度をあらわすものでございます。比率は、平成27年度から平成29年度までの3年間における単年度比率の平均値となります。平成27年度は表の下段のとおり6.33776%、平成28年度は6.52529%、平成29年度は7.16791%となります。3年間の平均では6.6%となり、昨年度の数値の6.5%に比べ0.1ポイント高い数値で推移しております。

次に、5 ページをお願い致します。

最後に、将来負担比率の状況について申し上げます。

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計の借入金や退職金、特別会計の借入金に対する一般会計からの繰出金など、将来にわたって支払うべき負担等の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかをあらわすものでございます。平成29年度は

61.1%となり、平成28年度の56.9%より4.2ポイント高い数値となりました。

これら4つの指標は、2ページの総括表にありますように、早期健全化基準をすべて下回っております。

なお、ただいま報告しました指標につきましては、国・県で現在精査中であり、算定の考え方に変更が発生した場合は、比率そのものが変わる場合がございますので申し添えます。確定する時期につきましては、国の公表が11月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから報告第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第6、報告第7号 平成29年度潟上市公営企業資金不足比率について】

○議長（西村 武） 日程第6、報告第7号、平成29年度潟上市公営企業資金不足比率についてを議題とします。

報告第7号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の6ページをお開き願います。

報告第7号、平成29年度潟上市公営企業資金不足比率について。

平成29年度潟上市公営企業資金不足比率は別紙のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

平成30年9月4日提出 潟上市長 藤原一成

公営企業資金不足比率につきましても、平成19年度から法律の規定により報告することになったものでございます。

7ページをお願い致します。

最初に、地方公営企業法の適用企業である水道事業会計について申し上げます。

水道事業会計の（3）流動資産 g から控除財源 h 及び控除額 i を差し引いた5億5,820万3,000円から（1）流動負債 a から控除企業債等 b を控除した1億7,718万円を差し引きますと、（6）資金不足額・剰余額が3億8,102万3,000円のプラスとなりますので、資金不足比率はございません。

8ページをお願い致します。

地方公営企業法の非適用企業について申し上げます。

はじめに、下水道事業特別会計についてであります。

下水道事業特別会計の（３）実質的な歳入総額12億3,358万6,000円から（１）歳出額11億8,480万8,000円を差し引きますと、（６）の資金不足額・剰余額が4,877万8,000円のプラスとなりますので、資金不足比率はございません。

次に、農業集落排水事業特別会計についてであります。

農業集落排水事業特別会計の（３）実質的な歳入総額1億356万円から（１）歳出額9,840万円を差し引きますと、（６）の資金不足額・剰余額が516万円のプラスとなりますので、資金不足比率はございません。

最後に、合併処理浄化槽事業特別会計についてであります。

合併処理浄化槽事業特別会計の（３）実質的な歳入総額933万7,000円から（１）歳出額767万9,000円を差し引きますと、（６）の資金不足額・剰余額が165万8,000円のプラスとなりますので、資金不足比率はございません。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第7、議案第59号 潟上市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第7、議案第59号、潟上市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第59号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） それでは、議案書の9ページをお開き願います。

議案第59号、潟上市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年9月4日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携のもとに、地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするための組織としていじめ問題対策委員会を設置する等のため、条例の関係部分を改正するものでございます。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

次のページ、10ページの一番下になりますが、「第3章 潟上市いじめ問題対策委員会」を追加設置するものでございます。

次のページをお開き願います。

第9条では、潟上市いじめ問題対策委員会の設置を定めてございます。

第10条では、委員会の所掌事務を定めております。いじめ防止等のための有効な対策の実施に関することや、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関すること、その他いじめ防止等のために必要な事項に関することとございます。

第11条では、委員の人数を5人以内とすることや、特別な事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができることを定めてございます。

附則で、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

13ページをお開き願います。

潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、「いじめ問題対策委員会委員」及び「いじめ問題調査特別委員会委員」の報酬を月額1万円、ただし、調査活動や報告書作成の実務に従事した場合にあっては、別に定める額とするものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番中川光博議員。

○8番（中川光博） 今説明いただきました。ありがとうございます。ちょっと私の勉強不足もあると思いますけれども、ちょっと確認のために質問を3つほど簡単にさせていただきます。

1つ、今説明いただいたこの9ページの提案理由の中で、「地域におけるいじめの防止等のための対策」というふうな文言になってますけれども、普通、いじめっていうと学校の中で第一義的には起こってるものだなと思っておりましたが、ここに「地域におけるいじめの防止等のための対策を」というふうなことにしてますけれども、このあたりの真意というか背景というか、そのあたりのことについてひとつお尋ねします。

あと2つ目ですけれども、実は、この議案書もらったときのこの参考資料ですね、参考資料のちょっと7ページ見ていただいてもいいでしょうか。これもちょっと勉強不足で大変申しわけありませんけれども、このいじめ問題に対する委員会といいますか、いろんなグループといいますか、ここの7ページの表を参考にちょっと質問をさせていた

だきますと、教育委員会委員というのがいらっしゃいます。このいじめ問題対策連絡協議会委員というグループもあります。で、今回、いじめ問題対策委員会委員というグループをつくりたいと。でも、いじめ問題調査特別委員会というのはちょっとこれ別、いじめが起きてからの話だと思imasuので、これまず寄せておいて、その下にまた学校いじめ防止等対策推進会議委員というグループもいらっしゃいます。で、まあここに書いてませんけれども、今、コミュニティ・スクールがスタートして、かなり学校と地域の窓口を広げていこうと、お互いに連携とろうというわけでコミュニティ・スクール、スタートしてますけれども、この学校運営協議会委員というグループもいらっしゃいます。そうすると、我々の潟上市では、このいじめ問題に対してどういう対策の手を打っていくかというときに、こういう今ここに載せてるグループも含めまして、このグループがどういうその役割を担って、どのくらいの頻度で何をやっていくのか、あるいは何をやっているのか、このあたりをまずひとつ2つ目としてお尋ねしたいと思imasu。

あと3つ目ですけれども、提案の中にもちょっと書かれていませんでしたのでお尋ねしますけれども、こういういろいろグループ、会議設置しますけれども、こういう進捗管理、これどういうふうに行っているのか、あるいは行っていこうとしてるのかということと、併せてその会議の報告についてどのように市民の皆さん、あるいは我々議会も含めて報告をしていただけるのかということ、この3点についてお尋ねしたいと思imasu。お願い致します。

○議長（西村 武） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 中川議員のただいまのご質問にお答え致します。

はじめに、提案理由にございます「地域における」というところの文言について、その理由ということでお尋ねがございましたが、これは学校のみならず広く行政、あるいは家庭、それから、それこそそれぞれの学校区全体といった形で、広く地域全体が協力していじめ問題に取り組むということからこういった文言になってございます。

2つ目の各種各委員の委員会ございます中でのそれぞれの役割ということでご質問がございましたが、本条例に関係する部分についてのみちょっとお答えさせていただきますが、はじめに、いじめ問題対策連絡協議会について申し上げます。申しわけありません。連絡協議会について申し上げますと、この連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体相互の連絡調整を行い、そのいじめ問題対策について取り組むということで、関係機関の連絡調整が主なものとなってございます。今回提案致しました、い

じめ問題対策委員会につきましては、先ほど申し上げたこととちょっと重なることになりすけれども、連絡協議会と一番大きな違いは、いじめが発生した際に調査を行うということが一番大きな違いでございます。そして、いじめ問題調査特別委員会、こちらは再調査を行う際に開かれる委員会ということで、この3つの違いがございます。

続きまして、3つ目の進捗管理、あるいは市民への報告ということでございますが、これまで大きいじめ問題ということはございませんでしたので、進捗管理ということは特に行ってございませんが、毎年の問題の有無、あるいは内容については、各状況を報告しております。また、これまで広く公表することが必要であるような事態は発生しておりませんので、今までのところは特に公表したということはございません。

以上です。

○議長（西村 武） 8番中川光博議員。

○8番（中川光博） ありがとうございます。私のちょっと勉強不足で大変申しわけなかったと思いますけれども、この提案理由の中のここは、やはり「学校」というのを入れないといけないんじゃないですかね。「学校及び地域における」というふうに入れると、こういうことがやはりわかりやすい提案理由になるのではないかなと今聞いて思いました。

あと、いろんなこのいじめの対策のグループありますけれども、今2つお話しいただきましたけれども、当然その関連する学校いじめ防止等対策推進会議委員と、何をやってらっしゃるのか。あるいは、今回コミュニティ・スクールの委員の学校運営委員の皆様も、このいじめに対してどんなことやるのかということのも、まあ今回の事案に関係ないということでしょうけれども、これももしできましたら総務委員会の方でしっかり検討していただきたいと思うんですが、あともう一つちょっと気になったこと今答弁でありまして、いじめの事案が起きてないというふうなお話なので、特別ご報告はさせていただいてないというふうなお話ですけれども、いじめというのは起こった後は調査とか何かするということで、まあそんなことよりもやはりどうしたらいじめが起らないかという、ここがやはり一番重要なポイントではないでしょうかね。ですので、どういういじめ対策を我々この鴻上市は実施していくのかというのがやはり一番ポイントなので、それはやはりしっかり市民なり我々議会にしっかり報告、可能な限りしっかり報告していただきながら、また、とにかくいじめが起きないように手立てを加えていくと、こういうことが必要なのかなと思っております。

ちょっと長くなって申しわけありませんけれども、このいじめ問題も日本全国で既に30年から35年間続いてまして、ご承知のとおりこの8月も、例えば、秋田県でありませぬけれども京都の舞鶴とか、あるいは例の天津の、大津市でさえ、またいじめ問題が再燃したり、去年あたりは青森、岩手、宮城とか、大変いじめ問題がこの35年間やむことなく続いてると。これはやはりこの原因を徹底的に研究して、もうとにかく、起きたらどうしようかということではなくて、起きないために何をするかということがもう最重要課題としてそれぞれ検討するべきではないのかな。これは皆さんもご承知のとおり、まあ10年なりますかね、11年前になりますか、この潟上市でも中学1年生の方が学校で自らの、本当に痛ましい事件ありました。自らの命を絶つと、こういうことですので、他人事では全く我々もないので、やはりなぜいじめが起きるかということよりも、起きないために何が必要かというあたりを、まあ今回委員会また立ち上げるということですが、今のお話だと、今回立ち上げるいじめ問題対策委員会も教育委員会の中で起きた場合に調査するというふうなのに主眼が置かれてるというふうな答弁ありましたけれども、私はそんなことよりも、やはり起きないためにこのグループが何をしていくかということがまずは最重要課題ではないのかと思っておりますので、ちょっと答弁ただいて終わりにしたいと思いますけれども、宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） それでは、8番中川議員のご質問にお答えしたいと思います。

まずはじめに、ご指摘いただいた提案理由のところにつきまして、もう一度私から、ご指摘ありがとうございます。ここは、地域の皆様から学校におけるいじめの防止にということで、皆様にかかわっていただいて、今議員ご指摘のとおり起こる前の積極的な未然防止の取り組みということが潟上市で一番力を入れてきたいじめの取り組みでございまして、そこ一言入れればよかったなど、ご指摘に今そのとおりだなどと思ってお伺いしておりました。

それから、参考資料の7ページにあります各委員のことにつきましては、今議員の再度のお話の中にありました、仮に起きてしまったときの十分な速やかな対応を私ども積極的にしていくべきであるといったことで、今回この特別委員会ということで提案させて上程させていただいておりますが、一番下、学校いじめ防止等対策推進会議、これは議員ご指摘のとおりそれぞれの学校における組織でございまして、ここで十分に各学校でどのようないじめの未然防止の対策ということを学校からもご説明し、それについ

て委員の皆様からご意見をお伺いして、年に2回、あるいは必要であれば回数を増やして行う委員会でございます。その中で、いじめ問題、生徒指導に特化した部分の会議でございます。ご指摘のコミュニティ・スクール、今年度から立ち上がっておりますから、その委員さんと重複される委員さんもちろんいらっしゃいますけれども、このいじめに関してはコミュニティ・スクールの中でも是非特化して積極的に取り組みたいという私どもの考え方から、この別の組織になっております。

最後に繰り返しになりますが、学校においてのそういった積極的な未然防止の取り組みについては、表の一番下にある学校いじめ防止等対策推進会議となりますし、それから、潟上市における積極的な取り組みの組織と致しまして、一番上の社会教育委員の指導員の下にありますいじめ問題対策推進連絡協議会ということで、これも年に2回庁舎において行っておりますが、これも何か事案が起きたときに開くものではなく、市全体として地域の皆さんにお支えいただいてどのように取り組んでいくかということでありまして、委員会の性格は、この2つに大きく分かれるかと思えます。

繰り返しになりますが、そのためにもし起きたときのための特別委員会を是非新たに入れていただいて、さらに積極的な迅速な対応をさせていただきたい、こういうことでございますので、どうぞご理解宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第8、議案第60号 潟上市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第8、議案第60号、潟上市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第60号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の15ページをお開き願います。

議案第60号、潟上市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年9月4日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴い、本社機能の事務所等を本市の区域内へ移転した事業者がその施設を新設または増設した場合における固定資産税の課税免除の措置を講じるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税の課税免除の措置として条例第3条で規定している移転型事業の「固定資産税の税率に乘じる率」をゼロとするものでございます。これにより、東京23区内にある本社機能などを本市が指定する地方活力向上地域に移転した場合、翌年度から3年間固定資産税を免除するものでございます。

対象となる地方活力向上地域には、移転型事業の見込まれる地域、工業団地及び空き工場を設定しております。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第9、議案第61号 市の区域内の字の区域変更について】

○議長（西村 武） 日程第9、議案第61号、市の区域内の字の区域変更についてを議題とします。

議案第61号について、当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉正生） 議案書の17ページをお開き願います。

議案第61号、市の区域内の字の区域変更について。

土地改良法に基づく昭和豊川地区における県営農地集積加速化基盤整備事業の結果、別紙字界変更調書のとおり字の区域の変更を要するので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年9月4日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、土地改良法に基づく昭和豊川地区における県営農地集積加速化基盤整備事業の実施により、字の境と定めていた従来の地形が圃場整備により変化したため、整理後の区画に合わせて新たに字界を定めるものでございます。

次のページからは、字界の変更調書となります。

変更前の字の区域としては、全部で40カ所となっております。

事業の内容について説明致します。

事業は、昭和豊川地区の圃場整備を県営事業で実施し、受益面積は105.6ヘクタール、総事業費は19億4,400万円の予定となっております。平成24年5月に事業採択され、平成25年4月に面工事を開始し、平成28年3月に面工事が完了しております。その後、幹・支線農道や暗渠排水などの工事や補完工等を実施し、今年度には完成する予定となっております。議決後は、速やかに市において告示し、その後は、土地改良法第89条の2第2項による権利者会議や同条第4項による換地計画の公告縦覧、同条第10項による換地処分公告、換地処分登記を来年3月までに行うこととなります。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第10、議案第62号 平成30年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について から 日程第14、議案第66号 平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（西村 武） 日程第10、議案第62号、平成30年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）についてから日程第14、議案第66号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第62号から議案第66号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の23ページをお開き願います。

一般会計補正予算の大綱について、ご説明申し上げます。

議案第62号、平成30年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

平成30年9月4日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第62号、平成30年度潟上市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,658万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億2,243万1,000円とするものでございます。

5ページをお願い致します。

第2表、地方債補正について申し上げます。

起債の目的の臨時財政対策債は、限度額4億1,520万円に減額するものでございます。

8ページをお願い致します。

歳入予算について主なものを申し上げます。

17款1項1目特別会計繰入金は5,048万8,000円の追加で、後期高齢者医療及び介護保険事業特別会計繰入金でございます。

20款1項市債は1,480万円の減額で、臨時財政対策債の発行可能額の確定によるものでございます。

歳出予算について主なものを申し上げます。

9ページをお願い致します。

2款1項8目電子計算費は388万8,000円の追加で、システム更新委託料でございます。社会保障・税番号制度システムの更新で、マイナンバー制度の改正によるものでございます。

3款2項3目児童館費は135万2,000円の追加で、主なものは大郷守児童館解体工事119万9,000円でございます。年内をめどに施設の解体を行うものでございます。

4目保育園費は32万7,000円の追加で、主なものはブロック塀調査業務委託料16万6,000円でございます。二田保育園及び若竹幼児教育センターの敷地内及び敷地に面しているブロック塀の安全を確認するため、内部調査を実施するものでございます。

その他ブロック塀調査業務委託料は、10ページをお願い致します。

10款2項1目学校管理費は東湖小学校で7万8,000円、4項2目幼稚園費は天王幼稚園で11万4,000円でございます。

9ページに戻りまして、9目放課後児童クラブ整備事業費は265万3,000円の追加で、大豊児童クラブの整備に係る経費でございます。主なものは備品購入費250万円で、平

成31年4月1日供用開始を目指し整備をするものでございます。

10ページをお願い致します。

8款2項1目道路維持費は944万1,000円の追加で、主なものは5月18日の記録的な大雨により浸水被害を受けた飯田川下虻川地区の水路改修工事307万8,000円で、雨水排水対策工事を実施するものでございます。

9款1項2目災害対策費は171万1,000円の追加で、防災用資機材備品として「土のうステーション」を整備するものでございます。記録的な大雨により浸水被害を受けた昭和及び飯田川地区の自治会のうち、要望があった8カ所に「土のうステーション」を設置し、地域住民が自主的かつ早期に対応ができるようにするものでございます。

11ページをお願い致します。

11款1項1目災害復旧費は731万9,000円の追加で、記録的な大雨による災害復旧工事費でございます。復旧工事箇所は14カ所で、内訳は、ため池が昭和地区の3カ所、農業用施設が昭和地区4カ所、飯田川地区3カ所の計7カ所、林道が昭和地区3カ所、飯田川地区1カ所の計4カ所でございます。

以上が一般会計補正予算の大綱でございます。

続きまして、議案書の24ページをお願い致します。

議案第63号、平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成30年9月4日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第63号、平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,427万3,000円とするものでございます。

補正予算の内容はコクホライン改修委託料で、新制度及び元号改正によるものでございます。

次に、議案書の25ページをお願い致します。

議案第64号、平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成30年9月4日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第64号、平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,112万4,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は一般会計繰出金で、前年度分の確定によるものでございます。

次に、議案書の26ページをお願い致します。

議案第65号、平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成30年9月4日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第65号、平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,947万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,596万5,000円とするものでございます。

補正予算の内容は介護給付費等返還金及び一般会計繰出金で、前年度分の確定によるものでございます。

次に、議案書の27ページをお願い致します。

議案第66号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成30年9月4日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第66号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ404万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,252万7,000円とするものでございます。

補正予算の内容は飯田川下虻川地区浸水対策調査委託料で、雨水排水対策について調査を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これで大綱説明を終わります。

昼食のため、午後1時半まで休憩致します。

午前11時59分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第15、認定第1号 平成29年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから 日程第26、認定第12号 平成29年度潟上市水道事業会計決算の認定について】

○議長（西村 武） 日程第15、認定第1号、平成29年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第26、認定第12号、平成29年度潟上市水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

認定第1号から認定第12号までについて、当局より一括して主要施策成果の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の28ページをお開き願います。

平成29年度各会計決算の大綱について、ご説明申し上げます。

認定第1号、平成29年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度潟上市一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出 潟上市長 藤原一成

お手元の主要施策成果説明書の3ページをお願い致します。

一般会計につきましては、イ．総括であります。歳入決算額は166億8,267万9,000円、歳出決算額は160億5,907万5,000円、歳入歳出差引額は6億2,360万4,000円で、平成30年度への繰越財源208万9,000円を差し引いた実質収支額は6億2,151万5,000円でございます。

ロ．歳入の主なものは、市税が26億4,492万9,000円、地方交付税が62億7,089万2,000円、国庫支出金が18億7,961万9,000円、県支出金が11億5,376万5,000円、繰越金が7億

1,143万1,000円、市債が21億380万円でございます。

ハ．歳出の主なものは、人件費が26億8,646万6,000円、扶助費が27億2,558万6,000円、公債費が18億3,003万8,000円でございます。

また、投資的経費は28億6,089万6,000円でございます。

5 ページをお願い致します。

主な投資的経費は、防災・健康拠点施設整備事業 5 億7,538万8,000円、昭和こども園整備事業 5 億6,835万9,000円、道路新設改良事業 2 億7,009万9,000円、天王南中学校大規模改修事業 5 億9,721万5,000円、災害復旧事業1,783万9,000円でございます。

また、主なソフト事業は、自治基本条例施行 5 周年記念事業48万8,000円、ねんりんピック事業651万7,000円、宮崎県都城市との子ども交流事業196万9,000円、除排雪事業 1 億7,140万4,000円、市債繰上償還 1 億1,700万円でございます。

続いて、特別会計について申し上げます。

議案書の29ページをお願い致します。

認定第 2 号、平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第 3 項の規定により、平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成30年 9 月 4 日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の 6 ページをお願い致します。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入決算額は45億317万4,000円、歳出決算額は40億6,058万2,000円、実質収支額は 4 億4,259万2,000円でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が 5 億9,280万円、国庫支出金が 8 億3,081万2,000円、前期高齢者交付金が12億5,268万1,000円、共同事業交付金が 8 億6,789万7,000円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費が24億6,069万4,000円でございます。

次に、議案書の30ページをお願い致します。

認定第 3 号、平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第 3 項の規定により、平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成30年 9 月 4 日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の 8 ページをお願い致します。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額は 3 億 410 万 6,000 円、歳出決算額は 3 億 213 万 8,000 円、実質収支額は 196 万 8,000 円でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が 1 億 8,136 万 3,000 円、一般会計繰入金が 1 億 2,054 万 7,000 円でございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合負担金が 2 億 8,074 万 8,000 円でございます。

次に、議案書の 31 ページをお願い致します。

認定第 4 号、平成 29 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の 9 ページをお願い致します。

介護保険事業特別会計のうち保険事業勘定につきましては、歳入決算額は 40 億 7,131 万 3,000 円、歳出決算額は 38 億 7,268 万円、実質収支額は 1 億 9,863 万 3,000 円でございます。

歳入の主なものは、保険料が 7 億 5,559 万 8,000 円、国庫支出金が 9 億 2,973 万 3,000 円、支払基金交付金が 9 億 7,394 万 1,000 円、県支出金が 5 億 1,278 万 7,000 円、繰入金が 6 億 2,397 万 3,000 円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費が 34 億 1,868 万 3,000 円、地域支援事業費が 9,920 万 8,000 円でございます。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、歳入と歳出決算額はそれぞれ 699 万 1,000 円でございます。

歳入は介護予防サービス計画費収入で、歳出は保険事業勘定への繰出金でございます。

次に、議案書の 32 ページをお願い致します。

認定第 5 号、平成 29 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の11ページをお願い致します。

農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入決算額は1億1,460万3,000円、歳出決算額は9,840万円、歳入歳出差引額は1,620万3,000円で、平成30年度への繰越財源1,104万3,000円を差し引いた実質収支額は516万円でございます。

歳入の主なものは、農業集落排水施設使用料が1,024万1,000円、一般会計繰入金が9,335万1,000円でございます。

歳出の主なものは、農業集落排水費が2,302万2,000円でございます。

なお、平成29年度末の供用開始面積は54ヘクタール、加入戸数は227戸でございます。次に、議案書の33ページをお願い致します。

認定第6号、平成29年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の12ページをお願い致します。

下水道事業特別会計につきましては、歳入決算額は12億3,363万4,000円、歳出決算額は11億8,480万8,000円、歳入歳出差引額は4,882万6,000円で、平成30年度への繰越財源4万8,000円を差し引いた実質収支額は4,877万8,000円でございます。

歳入の主なものは、下水道使用料が4億4,781万6,000円、一般会計繰入金4億6,130万7,000円、下水道債が2億1,630万円でございます。

歳出の主なものは、下水道未普及地域の解消を図るため、公共下水道事業として飯塚地区管渠布設工事172万5,000円、特定環境保全公共下水道事業として蒲沼地区管渠布設工事5,887万3,000円、蓮沼地区管渠布設及びマンホールポンプ設置工事3,313万円を実施しております。

なお、平成29年度末の供用開始面積は、公共下水道と特定環境保全公共下水道の合計で1,247ヘクタール、加入戸数は9,005戸でございます。

次に、議案書の34ページをお願い致します。

認定第7号、平成29年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の13ページをお願い致します。

合併処理浄化槽事業特別会計につきましては、歳入決算額は933万7,000円、歳出決算額は767万9,000円、実質収支額は165万8,000円でございます。

歳入の主なものは、合併処理浄化槽施設使用料が297万円、一般会計繰入金が483万4,000円でございます。

歳出の主なものは、合併処理浄化槽事業費が561万5,000円でございます。

なお、平成29年度末の合併処理浄化槽設置戸数は88戸でございます。

次に、議案書の35ページをお願い致します。

認定第8号、平成29年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の14ページをお願い致します。

豊川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は399万4,000円、歳出決算額は379万9,000円、実質収支額は19万5,000円でございます。

次に、議案書の36ページをお願い致します。

認定第9号、平成29年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の14ページをお願い致します。

下虻川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は104万7,000円、歳出決算額は53万7,000円、実質収支額は51万円でございます。

次に、議案書の37ページをお願い致します。

認定第10号、平成29年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の14ページをお願い致します。

和田妹川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は110万1,000円、歳出決算額は61万4,000円、実質収支額は48万7,000円でございます。

次に、議案書の38ページをお願い致します。

認定第11号、平成29年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の14ページをお願い致します。

飯塚財産区特別会計につきましては、歳入決算額は113万1,000円、歳出決算額は71万2,000円、実質収支額は41万9,000円でございます。

最後に、議案書の39ページをお願い致します。

認定第12号、平成29年度潟上市水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成29年度潟上市水道事業会計決算を議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の15ページをお願い致します。

水道事業会計につきましては、水道事業収益は6億1,154万1,000円、経常費用は5億8,910万5,000円、特別損失は37万9,000円で、純利益は2,205万7,000円でございます。

また、資本的収入額は4,192万5,000円、資本的支出額は3億2,054万9,000円、平成30年度への繰越額1,143万7,000円でございます。

主な事業は、昭和地区新中継ポンプ場整備事業でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（西村 武） これで説明を終わります。

【日程第27、平成29年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告】

○議長（西村 武） 日程第27、代表監査委員より、平成29年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告を行います。渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊晋二） 監査委員の渡邊でございます。

平成29年度各会計決算の審査結果について、監査委員を代表しまして報告させていただきます。

はじめに、一般会計歳入歳出決算と11項目ございます特別会計歳入歳出決算の審査等について報告致します。

審査は、7月24日から8月3日までの期間、市役所において実施致しました。

審査につきましては、各課から提出された資料をもとに、関係職員の出席を求め、説明を受けながら、その所管にかかわる関係帳簿及び書類等の照合を行い、毎月実施している例月出納検査や定期監査、財政援助団体等監査の結果や内容を参考にして実施しました。

審査の結果でございますが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成され、かつそれらの計数は正確であるものと確認しました。

また、決算の内容及び予算執行状況につきましては、全般に妥当であると確認しました。

総括意見と致しまして、平成30年7月20日公表の秋田県金融経済概況によりますと、県内の景気は回復基調が続いているとはされていますが、今後も地方交付税の段階的な縮減や人口減少等により歳入の増加は期待できないものと考えております。そのため、各種収納率の向上や収入未済額の解消は、市民負担の公平性を維持する点においても重要であることから、横断的な滞納整理による自主財源の確保など、今後、より一層の歳入確保に取り組んでいただきたいと思います。

続いて、新庁舎開庁後から課題でありました旧昭和庁舎が利活用され、昭和こども園が今年4月に開園となりました。保護者がそれぞれ抱えている育児不安を解消するとともに、地域全体で子育てを支援する体制を整備し、潟上市の未来を担う子どもたちのよりよい教育・保育環境づくりに努めていただきたいと思います。

また、防災・健康拠点施設整備事業では、防災備蓄倉庫と「トレイクかたがみ」が整備されました。保健福祉分野にとらわれず、文化的な要素も含めた横断的な活用計画を検討し、誰もが気軽に足を運べる、市民に親しまれる施設となることを期待しています。

市政に対する市民の目が一段と厳しくなっている中で、法令遵守はもとより、職員一人一人が職務上のリスクを認識し、組織全体で内部統制の理解を深めていくことが必要です。また、限りある財源の効率的かつ効果的な配分に努められ、持続可能で質の高い行財政運営により、より一層取り組まれるよう要望致します。

続きまして、平成29年度潟上市水道事業会計決算の審査について報告致します。

審査は、6月29日に市役所において実施しました。

審査の結果でございますが、決算報告書、財務諸表等は関係法令に準拠して作成されており、当事業の経営成績及び平成29年度末現在の財政状況を適正に示しているものと確認しました。

総括意見と致しまして、損益関係比率は、事業費用の増加から収益性を示す各比率は落ち込みが見られ、全国平均を下回っておりますが、ほとんどすべての項目で基準を満たしているため、経営状況は健全な水準にあるものと認められます。財務比率を含め、各比率に関して引き続き注視し、自主性が高く、安定した財政状態を構築していただきたいと思っております。

また、給水原価については、資産減耗費等による費用が増加し、前年に引き続き販売利益が赤字となっております。資産減耗費の増加は一時的なものではありますが、有収率の低下も要因の一つと認められるため、原因究明を図るとともに、施設の耐用年数を踏まえ、定期的な点検を実施していただきたいと思っております。また、各施設において断水が発生する前に老朽化の進む設備を計画的に点検し、必要に応じて適切な処置を講じていただきたいと思っております。

水道は、安心・安全な生活環境になくてはならない重要なインフラです。災害時の危機管理対策に万全を期すとともに、各種施策の推進により安定した経済基盤の確立を図り、持続可能な事業経営の実現を望むものであります。

次に、財政及び経営健全化判断比率について報告させていただきます。

審査の対象となります4つの指標の審査結果でございますが、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと確認しました。すべての指標でわずかな低下が見られましたが、早期健全化基準以下となっております。

続いて資金不足比率についての審査でございますが、各会計における資金不足比率及び算定となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと確認しました。資金不足比率は、実質収支が赤字ではありませんので、比率はゼロとなっております。

この健全化判断比率等が公表されることにより、すべての会計が一体となった総合的な財政運営が求められることとなります。これらを踏まえ、長期的展望に立った健全で安定した行財政運営を期待するものであります。

以上をもちまして審査報告とさせていただきます。

○議長（西村 武） これで代表監査委員の決算審査報告を終わります。

【日程第28、予算決算特別委員会の設置について】

○議長（西村 武） 日程第28、予算決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第62号から議案第66号までについて及び認定第1号から認定第12号までについては、全員の議員で構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号から議案第66号までについて及び認定第1号から認定第12号までについては、全員の議員で構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定致しました。

【日程第29、予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（西村 武） 日程第29、予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、予算決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することと決定致しました。

予算決算特別委員会の委員長には、1番鈴木壮二議員、副委員長には、2番戸田俊樹議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定致しました。

なお、予算決算特別委員会は9月10日及び21日に開催し、併せて各常任委員会からなる予算決算特別委員会分科会を設置し、9月10日から14日までに詳細審査することと致しますので、ご報告を致します。

【日程第30、陳情第8号（追分児童公園の縁石撤去等改善）陳情書 から 日程第33、陳情第11号 陳情「食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要です」】

○議長（西村 武） 日程第30、陳情第8号、（追分児童公園の縁石撤去等改善）陳情書

から日程第33、陳情第11号、陳情「食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要です」までを一括議題とします。

陳情第8号から陳情第11号までについては、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号から陳情第11号までについては、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定致しました。

以上で本日の日程はすべて議了致しましたので、本日はこれで散会します。

なお、9月6日木曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

本日はどうもご苦勞様でございました。終わります。

午後 2時03分 散会